第100回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

（2023年４月１日から2024年３月31日まで）

事業報告

・業務の適正を確保するための体制に関する
基本方針および当該体制の運用状況

連結計算書類

・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表

計算書類

・株主資本等変動計算書
・個別注記表

東北電力株式会社

上記の事項につきましては，法令および定款第14条第２項の規定に基づき，当社ウェブサイトに掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針および当該体制の運用状況

１．業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

当社は，取締役会において，「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を決議しております。

なお，２０２４年２月２１日開催の取締役会において，コンプライアンス推進機能のさらなる強化に向けた組織整備等を踏まえた改正を決議しております。

当社は，社会の一員として法令および定款に適合し，公正・透明かつ効率的に事業活動を推進するため，「業務の適正を確保するための体制」を次のとおり整備し，お客さま，地域の方々，株主・投資家の皆さま，お取引先の方々などから信頼され選択される企業を目指す。

【1】経営管理に関する体制

① 取締役会を原則として毎月１回開催し，法令・定款・社内規程に定められた決議事項および経営に関する重要な意思決定を行うとともに，取締役の職務執行に対する監督を行う。

② 取締役会において決定した役割に基づき，取締役は，法令・定款・取締役会決議に則り職務を執行し，その職務の執行について定期的に取締役会に報告するとともに，相互に監督を行う。

③ 独立性を確保した社外取締役の参画により，客観的・中立的かつ多様な視点での監督機能を強化する。

④ 取締役会決議により重要な業務執行の決定の一部を取締役会から取締役に委任するとともに，社長執行役員，副社長執行役員および常務執行役員（以下，あわせて「役付執行役員」という。）が業務執行を担う体制とし，「監督」と「執行」の役割を分担することで，取締役会の監督機能を強化するとともに，迅速かつ機動的な意思決定により効率的に業務を執行する。

⑤ 役付執行役員により構成される経営会議を原則として毎週開催する。経営会議では，取締役会決議に基づき，全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務の執行について協議する。

⑥ 役付執行役員は，事業運営に関する計画等を策定して重点施策・目標を明確化するとともに，適切にマネジメントサイクルを展開することで，効率的な業務執行を推進する。

⑦ 取締役，執行役員および使用人（以下，あわせて「取締役等」という。）は，職務執行の適正および効率性を確保するため，法令・定款・取締役会決議および社内規程等に基づき，職務を執行する。
⑧ 取締役等の職務の執行に関わる文書，電磁的情報その他の情報等について，社内規程に基づき適切に管理・保存し，取締役は，いつでもこれを閲覧することができる。

【2】コンプライアンスに関する体制

① 取締役会は，東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針を策定し，社長執行役員を議長とするサステナビリティ推進会議の下，企業グループが一体となったサステナビリティを推進する。取締役および執行役員は本方針・指針を率先垂範するとともに，自らの役割としてその定着と徹底を図る。
② 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し，東北電力グループコンプライアンス活動方針を定め，コンプライアンス推進を担当する役員の監督の下，コンプライアンス推進室を統括個所とし，各事業所においてはコンプライアンス推進活動の責任者を中心に，東北電力グループ行動指針の徹底，教育・啓発活動等を行い，事業活動におけるコンプライアンスを推進する。
③ コンプライアンス相談窓口を設置し，相談者（当社取締役等，グループ会社の取締役，使用人および監査役ならびに取引先等の関係者）の保護を図りながら，相談案件の調査等を行う。
④ 反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，関連する社内規程等に基づき，毅然として対応する。
⑤ コンプライアンスに関する取り組み等については，コンプライアンス委員会および取締役会へ定期的に報告する。

【3】損失の危険の管理に関する体制

① 全社および各部門のリスク管理が適切に行われるよう，組織，職務権限および社内規程を整備する。
② 経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクについて，社長執行役員を議長とする統合リスクマネジメント会議を設置し，統合リスク管理方針を定め，モニタリング・リスクマネジメントを行うとともに，各部門は定期的に事業活動に関わるリスクの抽出・評価を行い，その対策等を毎年度策定する事業計画に織り込み，管理サイクルの中でリスク管理を実践する。

③ 自然災害および原子力災害等に関わるリスクへの対応について，定期的に訓練を行い，これらの事象が発生した場合は非常災害対策本部等を設置し，適切に対応する。
④ 原子力発電所の自主的かつ継続的な安全性向上について，原子力安全推進会議を設置し，定期的に安全性の評価・分析，リスク低減に向けた対応策等を検討し，適切に対応する。
⑤ 当社の財産や社会的信頼等に重大な影響を与える危機を未然に防止するとともに，万一危機が発生した場合の被害を最小限に食い止めるため，危機管理委員会を設置し，リスクへの対応力向上のための訓練や情報共有化等に取り組む。これらの事象が発生した場合は，社内規程に基づき対策本部を設置し，適切に対応する。
⑥ リスクの管理状況について，定期的に取締役会等に報告する。

【4】内部監査に関する体制

① 経営管理，コンプライアンスおよび損失の危険等の管理の適正性・効率性等を検証するため，社長執行役員直属の内部監査部門を設置して，当社，子会社および主要な関連会社（以下，子会社および主要な関連会社を「子会社等」という。）に対し内部監査を実施し，その結果を社長執行役員に報告するとともに，経営会議，取締役会および監査等委員会に報告する。
② 内部監査部門は，監査等委員会および会計監査人と連携・協力し，内部監査の実効性の向上に努める。

【5】子会社等における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社等の経営管理に関する体制

子会社等における業務が適正かつ効率的に行われるよう社内規程を定め，各社の経営に関する重要な計画およびその進捗状況の報告を受けるとともに，重要事項について事前協議および報告を求め，指導・助言を実施する。また，企業グループ経営に関する重要計画の周知や企業グループ経営会議の開催，共同施策の実施などにより，企業グループ経営を推進する。

(2)子会社等のコンプライアンスに関する体制

東北電力グループコンプライアンス活動方針に基づき，企業グループ一体となった活動を実施するとともに，子会社等に対し，東北電力グループサステナビリティ方針および東北電力グループ行動指針を踏まえて各社の行動指針を策定させるなど，法令と法の精神の遵守を徹底するよう，指導・助言を実施する。

(3)子会社等の損失の危険の管理に関する体制

子会社等から経営に関する重要事項の事前協議および報告を受け，各社における重大なリスクを把握するとともに，指導・助言を実施する。また，子会社等における重大なリスクおよびコンプライアンス違反については，取締役会等に報告し適切に対応する。

【6】監査等委員会に関する体制

(1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

① 監査等委員会の職務を補助すべき職責を担う監査等特命役員を置く。また，監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置し，同室に所属する使用人を置く。

② 監査等特命役員および監査等委員会室に所属する使用人（以下，あわせて「監査等特命役員等」という。）の監査等委員会に関する職務執行について，監査等委員でない取締役からの独立性と監査等委員会の指示の実効性を確保する。

③ 監査等特命役員等の人事に関して，事前に監査等委員会と協議する。

④ 監査等特命役員等に対して，監査等委員会の指示に基づき業務を遂行したことを理由として不利な取扱いを行わない。

(2)監査等委員会等への報告に関する体制

① 取締役は，当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは，直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。

② 取締役等は，当社の業務執行上重要と判断した事項について，監査等委員会または監査等委員（以下，あわせて「監査等委員会等」という。）に報告する。

③ 取締役等は，監査等委員会等または監査等特命役員が監査のために報告を求めた場合はこれに応じる。

④ コンプライアンス相談窓口に対する相談案件の概要について，監査等委員会に報告する。

⑤ グループ会社における重大なリスクの発生およびコンプライアンス違反について，当社の取締役等は，監査等委員会等に報告する。

(3)監査等委員会等へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わない。また，グループ会社に対しても，監査等委員会等へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう徹底する。

(4)監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用を請求するときは，これを負担する。

(5)その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は，経営会議等重要な諸会議に出席の上，意見等を述べることができるとともに，当社が管理・保存する文書，電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。

② 監査等特命役員は，取締役会，経営会議等重要な諸会議に出席の上，意見等を述べることができるとともに，当社が管理・保存する文書，電磁的情報その他の情報等をいつでも閲覧することができる。

③ 代表取締役，監査等委員および監査等特命役員は，経営環境や重要課題等について相互に認識を深めるため，定期的に会合を持つ。

④ 監査等委員会等は，監査の実効性を高めるため，内部監査部門から内部監査の結果等について情報の提供を受けるなど，内部監査部門と相互に連携を図る。

⑤ 監査等委員会等は，監査の実効性を高めるため，会計監査人との協議を行い相互に連携を図る。

⑥ 監査等委員および監査等特命役員は，子会社等の監査役との間で定例の会議を実施し，監査に関する情報の交換等を行う。

２．業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づく，当年度における運用状況の概要は，次のとおりであります。

(1) 経営管理に関する体制

当社は，取締役会を原則毎月開催し（当年度は１１回開催），法令・定款・社内規程に定められた事項および経営に関する重要事項を決議するとともに，取締役から業務執行についての定期的な報告を受け，職務の執行を相互に監督しております。

また，独立性を確保した社外取締役を選任し，取締役会等を通して客観的・中立的かつ多様な視点からの発言や助言を受けることなどにより，監督機能を強化しております。

役付執行役員により構成される経営会議を原則毎週開催して（当年度は４３回開催），取締役会決議に基づく全般的な業務運営の方針および計画ならびに重要な業務について様々な観点から協議し，効率的な業務執行を推進しております。

具体的には，取締役会で決議された「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそうｎｅｘｔ』」に基づく「２０２３年度東北電力グループ中期計画策定指針」を踏まえ，各カンパニー・本部は経営会議に中期計画を付議のうえ策定し，実施状況を報告するなど，的確にマネジメントサイクルを展開しております。

法令・定款・取締役会決議等に基づき社内規程等を定め，組織，職務権限等を明確化するとともに適切な範囲で権限行使を行うなど，適正かつ効率的に職務を執行しております。

職務の執行に係わる文書，電磁的情報その他情報等については，社内規程に基づき適切に管理・保存し，取締役はいつでもこれを閲覧できるようにしております。

(2) コンプライアンスに関する体制

「東北電力グループサステナビリティ方針」，「東北電力グループ行動指針」，「東北電力グループコンプライアンス活動方針」を策定するとともに，社長執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を開催し，年度ごとに策定する「コンプライアンス活動計画」に則ってコンプライアンス活動を展開しております。

具体的には，当社およびグループ会社の経営層を対象とした「東北電力グループコンプライアンストップセミナー」を開催したほか，トップメッセージの発信，階層別の教育・研修の実施，「東北電力グループコンプライアンス月間」における企業グループ一体となった啓発活動，使用人を対象とした「コンプライアンスアンケート」による意識調査，取り組みの自己評価および改善等，各種活動を展開しております。

コンプライアンス推進機能のさらなる強化に向けた専任組織として「コンプライアンス推進室」を設置しております。

また，コンプライアンス相談窓口を社内外に設置し，企業グループを含めた役職員の職務執行に係る法令違反等について早期発見と是正に努

めるとともに，反社会的勢力からの不当な介入や要求に対しては，社内規程に基づき適切に対応しております。

これらコンプライアンスに対する取り組みについては，コンプライアンス委員会および取締役会へ定期的に報告し，継続的に改善を図っております。

なお，東北電力ネットワーク株式会社が管理する当社以外の小売電気事業者のお客さま情報を当社従業員などが閲覧していた事案等が確認され，昨年４月に当社および東北電力ネットワーク株式会社に対し，電力・ガス取引監視等委員会等からの業務改善勧告等がなされました。同年５月，業務改善計画等を提出し，ハード・ソフト面の再発防止対策を着実に実行しているほか，社内のモニタリング体制強化に加え社外からの評価も取り入れながら，二度と同様の事案を発生させないよう，再発防止の徹底に努めてまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する体制

リスク管理に係る会議体や権限規程を整備するとともに，「２０２３年度統合リスク管理方針」を定めたうえで，「統合リスクマネジメント会議」を開催し，経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの管理状況のモニタリングを実施しております。また，各部門は定期的に業務上や財務上のリスク調査を実施し，リスクの認識，分析・評価を行い，重要なリスクへの対応については，各部門・カンパニー・本部の中期計画や各室部の年度業務計画に織り込むなど，的確にマネジメントサイクルを展開しております。

自然災害および原子力災害等に係るリスクについては，「防災業務計画」，「非常災害対策実施基準」，「原子力災害対策実施基準」等を定めるとともに，自治体等と連携のうえ，非常災害対策訓練，原子力防災訓練など定期的に訓練を実施しております。

特に，原子力に係るリスクについては，自主的かつ継続的に原子力発電所の安全性向上を図るため，「原子力安全推進会議」を開催し，原子力リスクの評価・分析，リスク低減に向けた対応策の検討などを行っております。

また，経営に重大な影響を及ぼすおそれのある危機に対しては，「危機管理活動計画」に基づき対応力の維持・向上のための訓練や情報共有化の取り組みを行うとともに，活動状況については，「危機管理委員会」で検証し，適宜見直しを行っております。

なお，引き続き急激な燃料価格変動に伴う影響・対策について検討し，適切な対応に努めております。

リスクの管理状況については，定期的に取締役会等に報告し，適切に対処しております。

(4) 内部監査に関する体制

内部監査部門は，計画に基づき当社および子会社等に対して業務全般にわたる内部監査を実施し，その結果を定期的に社長執行役員，経営会

議，取締役会および監査等委員会に報告しております。
　また，内部監査部門は，監査等委員会および会計監査人と定期的に意見交換等を行っております。

(5) 子会社等における業務の適正を確保するための体制

①子会社等の経営管理に関する体制

「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」を定め，子会社等の重要事項について事前協議および報告を求め，指導・助言を実施しております。

　また，定期的な企業グループ経営会議などにより「東北電力グループ中長期ビジョン『よりそうｎｅｘｔ』（「２０２３年度東北電力グループ中期計画策定指針」）」等を周知するとともに，継続的に効率化・生産性向上施策を検討・実施しております。

②子会社等のコンプライアンスに関する体制

「東北電力グループコンプライアンス月間」や，グループ会社各社との連絡会等の機会をとらえた各社への支援を通じ，グループの一体感醸成とコンプライアンスの徹底を図るとともに，「東北電力グループサステナビリティ方針」および「東北電力グループ行動指針」を踏まえて各社の行動指針を策定させております。

③子会社等の損失の危険の管理に関する体制

「関係会社業務規程」および「関係会社業務取扱基準」により，子会社等における重大なリスクについて事前協議および報告を求め，指導・助言をしております。

　また，「危機管理対応マニュアル」や「東北電力企業グループ非常災害発生時の情報連携ルール」を定めて，危機管理および非常災害時の体制を確立しております。

　コンプライアンス相談窓口への相談等によりグループ会社の法令違反等を把握した場合は，取締役会およびコンプライアンス委員会に報告し適切に対応しております。

　なお，東北電力ネットワーク株式会社において，非公開とすべき情報が漏えいしていた事案等に対する再発防止対策の実行状況を同社経営層に報告した内容について，親会社としての内部統制の観点からモニタリングを実施し，取締役会に報告しております。

(6) 監査等委員会に関する体制

①監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制

「監査等委員会規程」および「組織規程」に基づき，監査等委員会の職務を補助すべき監査等特命役員を置くとともに，専任の補助使用人が所属する「監査等委員会室」を監査等委員会の直轄下に設置し，監査等委員でない取締役から独立させております。監査等特命役員等の人事については，事前に監査等委員会と協議をしております。

　また，監査等特命役員等に対し，監査等委員会の指示に基づく業務遂行をしたことを理由とする不利な取扱いは行っておりません。

②監査等委員会等への報告に関する体制

監査等委員会を原則毎月開催（当年度は１３回開催）しております。

当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や業務執行上重要な事項は，随時，監査等委員会等へ報告するとともに，監査等委員会等や監査等特命役員が監査において求めた事項についてはすべて報告しております。

コンプライアンス相談窓口の受付・処理状況について定期的に監査等委員会に報告しております。また，グループ会社における重大なリスクの発生およびコンプライアンス違反を把握した場合は，適宜，監査等委員会等へ報告しております。

③監査等委員会等へ報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会等へ報告した者に対して，報告したことを理由とする不利な取扱いは行っておりません。また，グループ会社に対しても，監査等委員会等へ報告した者に対して，報告したことを理由として不利な取扱いを行わないよう周知徹底しております。

④監査費用の負担方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために必要な費用の負担については，適切に対応しております。

⑤その他監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員，監査等特命役員は，取締役会および経営会議等の重要な諸会議に出席しているほか，各種資料の閲覧等を通じて重要な意思決定の過程および業務の執行状況を確認しております。

監査等委員，監査等特命役員は代表取締役等との間で，また，内部監査担当取締役，会計監査人の三者との間でそれぞれ定期的に情報交換を行うことで監査の実効性向上に努めております。

監査等委員会等は，内部監査部門から内部監査の結果等について情報提供を受ける等，相互に連携を図っております。

監査等委員および監査等特命役員は，子会社等の監査役と定期的に会議を実施し，監査に関する情報の交換等を行っております。

連結株主資本等変動計算書

２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日まで

（単位：百万円）

	株主資本					その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	251,441	22,250	286,048	△ 4,512	555,227	2,910	697	△ 919	2,897	△ 11,824	△ 6,239	82,111	631,099
当連結会計年度変動額													
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1,040			1,040								1,040
剰余金の配当			△ 2,505		△ 2,505								△ 2,505
親会社株主に帰属する当期純利益			226,102		226,102								226,102
自己株式の取得				△ 297	△ 297								△ 297
自己株式の処分			△ 277	655	378								378
土地再評価差額金の取崩			17		17								17
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）						4,687	6,456	△ 17	2,636	40,208	53,971	1,272	55,243
当連結会計年度変動額合計	―	1,040	223,336	358	224,735	4,687	6,456	△ 17	2,636	40,208	53,971	1,272	279,979
当連結会計年度末残高	251,441	23,291	509,385	△ 4,154	779,963	7,598	7,153	△ 937	5,533	28,383	47,731	83,383	911,078

連　結　注　記　表

２０２３年 ４ 月 １ 日から
２０２４年 ３ 月３１日まで

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（１）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

57 社（すべての子会社を連結の範囲に含めている）

酒田共同火力発電株式会社，東北自然エネルギー株式会社，東北電力フロンティア株式会社，鳥海南バイオマスパワー株式会社，東北電力エナジートレーディング株式会社，東北電力ネットワーク株式会社，日本海エル・エヌ・ジー株式会社，株式会社トークネット，株式会社ユアテック，東日本興業株式会社，東北発電工業株式会社，東北天然ガス株式会社，東北エネルギーサービス株式会社

②　東北電力トランスコスモスマネジメントパートナー株式会社は新たに設立したことにより，中頓別ウィンドファーム合同会社，ウィンドファーム野辺地合同会社，今別ウィンドファーム合同会社は持分を取得したこと等により，当連結会計年度より連結の範囲に含めている。

また，東北電機製造株式会社は，当社保有株式の一部を譲渡したことにより，当連結会計年度より連結子会社から持分法適用関連会社に変更している。

（２）持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

11 社

相馬共同火力発電株式会社，常磐共同火力株式会社，荒川水力電気株式会社，株式会社東急パワーサプライ

②　持分法を適用しない関連会社 12 社は，それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり，かつ全体としても重要性が乏しい。

（３）会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券のうち，市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定），市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっている。

b. 棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定額法によっている。

なお，有形固定資産のうち，特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，その他連結計算書類の作成のための重要な事項に記載している。

③　重要な引当金の計上基準

災害復旧費用引当金は，東日本大震災，令和元年東日本台風及び令和４年３月福島県沖を震源とする地震等により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため，当連結会計年度末における見積額を計上している。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

電灯・電力料及び地帯間・他社販売電力料については，主に需要家や一般送配電事業者・小売電気事業者との契約または取引所での約定に基づき，電気を販売する履行義務を負っている。託送収益については，主に小売電気事業者との契約に基づき，その小売電気事業者が電気を販売している需要家に対して電気を供給（以下「託送」という。）する履行義務を負っている。

これら電気の販売・託送については，電気の供給の都度，時々刻々に履行義務を充足する取引であり，毎月実施する検針により決定した電力量または取引所での約定に伴う受渡完了に基づき，収益計上を行っている。

ただし，一部の契約については，「電気事業会計規則」（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の規定に従い，毎月，月末日以外の日に実施する検針により決定した電力量に基づき収益計上を行い，決算月に実施した検針の日から当連結会計年度末までに生じた収益については，翌連結会計年度に計上している。

建設工事については，主に電気，通信，土木，建築及び空調管工事などの請負施工を行っている。工事契約については工事進捗度に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し，履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益計上を行っている。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは，発生した工事原価が工事の進捗度に比例すると判断しているため，期末日までに発生した工事原価が，予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っている。なお，履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが，当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる工事については，原価回収基準を適用している。また，契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し，一定の期間にわたり収益を認識せず，完全に履行義務を充足した時点で収益計上を行っている。

⑤　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

a. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため，当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は，主として，各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１年～15 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処

理することとしている。過去勤務費用は，主として，その発生時に全額を費用処理している。

b. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については，「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年３月 31 日。以下「資産除去債務適用指針」という。）第８項を適用し，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第 30 号。以下「解体省令」という。）の規定に基づき，毎事業年度，「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成 12 年 12 資公部第 340 号。以下「取扱要領」という。）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積る方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり，定額法による費用計上方法によっている。

ただし，エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し，発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については，廃止日の属する月から起算して 10 年が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上している。

（追加情報）

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正

2024 年４月１日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 44 号。以下「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和６年経済産業省令第 21 号。以下「改正省令」という。）が施行されたことにより，解体省令が廃止され，電気事業会計規則が改正された。

これにより，従来は実用発電用原子炉の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については，資産除去債務適用指針第８項を適用し，解体省令の規定に基づき，毎事業年度，取扱要領に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積る方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり，定額法による費用計上方法によっていたが，改正省令の施行日以降は，改正法第３条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第 11 条第２項に規定する廃炉拠出金を，廃炉拠出金費として計上することとなる。

原子力事業者は，従来，その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉に要する資金を確保する責任を負っていたが，改正法に基づき，毎事業年度，使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり，機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

これに伴い，翌連結会計年度において，資産除去債務相当資産 48,653 百万円及び資産除去債務 184,619 百万円を取崩す予定である。

改正法附則第 10 条第１項の規定により，廃炉推進業務の費用に充てるため，機構に支払わなければならない金銭の総額は，改正省令附則第７条の規定により，未払廃炉拠出金に計上し，その額を費用として計上するが，今後，経済産業大臣から通知される予定である。また，同規定により，資産除去債務を取崩した額は当該費用から控除する予定である。

あわせて改正省令附則第８条の規定により 5,394 百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上する予定である。

c. 廃炉円滑化負担金及び原子力廃止関連仮勘定の償却

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され，エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては，その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社及び東京電力ホールディングス株式会社は，「電気事業法施行規則」（平成７年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 12 の規定に従い，原子力特定資産簿価，原子力廃止関連仮勘定簿価（原子力廃止関連費用相当額を含む。）及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下「廃炉円滑化負担金」という。）について申請を行い，経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け，東北電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」（平成７年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 11 の規定に基づき，託送供給等約款の変更を行い，廃炉円滑化負担金の回収を行っており，他の発電事業者へ払い渡した廃炉円滑化負担金について，「電気事業会計規則」（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の規定に従い，廃炉円滑化負担金相当金として計上している。

また，原子力廃止関連仮勘定については，「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 29 年経済産業省令第 77 号）附則第８条の規定により，料金回収に応じて，原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

d. 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）に基づき，運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を，拠出金として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に納付し，使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお，機構に納付する拠出金には，改正法第２条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており，使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い，原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

e. グループ通算制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は，グループ通算制度を適用している。

２．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって，翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは，次のとおりである。

繰延税金資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 181,372 百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

a. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の計上においては，将来の課税所得の時期及び金額を合理的に見積り，回収可能と判断した部分について計上している。

b. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来獲得しうる課税所得の基礎となる将来の事業計画（2024 年３月 28 日に取締役会で承認された「2024 年度東北電力グループ中期計画」）は経営者の判断を伴う主要な仮定により影響を受ける。

事業計画における主要な仮定は，主に小売・卸売の販売電力料及び女川原子力発電所第２号機の再稼働時期である。

小売分野では他社との競争状況等を踏まえた販売戦略の取り組みを進めるとともに，卸売分野でも販売強化に取り組む前提のもと，小売・卸売の販売電力量とそれに基づく販売電力料を見積っている。

女川原子力発電所第２号機の再稼働時期については，安全対策工事の実施スケジュール等に基づき，2024年９月頃と想定している。

c．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

経営者は，上記の仮定は妥当なものと考えているが，将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり，将来の課税所得の結果が予測・仮定と異なる場合は，繰延税金資産の計上額に重要な影響を与える可能性がある。

３．連結貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産及び担保に係る債務

①　当社の総財産は，社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	1,390,700 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	170,631 百万円

②　当社及び一部の連結子会社が出資する会社の借入金の担保に供している。

長期投資	560 百万円
関係会社長期投資	6,243 百万円

③　一部の連結子会社の資産は借入金の担保に供している。

その他の固定資産	161 百万円
現金及び預金	33 百万円

上記資産には銀行取引に係る根抵当権を設定しているが，当連結会計年度末において対応する債務はない。

（２）有形固定資産の減価償却累計額　7,154,022 百万円

（３）保証債務等

①　社債，借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	51,182 百万円
日本原子力発電株式会社	42,085 百万円
男鹿・潟上・秋田 Offshore Green Energy 合同会社	3,120 百万円
合同会社八峰能代沖洋上風力	2,115 百万円
ギソン２パワーLLC	1,146 百万円
送配電システムズ合同会社	484 百万円
秋田洋上風力発電株式会社	422 百万円

②　取引の履行等に対する保証債務

ギソン２パワーLLC	1,957 百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	87 百万円

（４）流動資産の「受取手形及び売掛金」のうち，顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

受取手形	7,970 百万円
売掛金	235,078 百万円
契約資産	19,852 百万円

（注）受取手形には，消費税等が含まれている。売掛金には，消費税等及び再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく「再エネ特措法賦課金」が含まれている。

（５）流動負債の「その他」のうち，契約負債の残高　2,757 百万円

４．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（１）当連結会計年度末の発行済株式数　502,882,585 株

（２）配当金に関する事項

①　配当金の支払額

2023 年 10 月 31 日の取締役会において，次のとおり決議している。

配当金の総額	2,505 百万円
１株当たり配当額	５円
基準日	2023 年９月 30 日
効力発生日	2023 年11月 30 日

（注）配当金の総額には，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金５百万円が含まれている。

②　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち，配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024 年６月 26 日開催の定時株主総会において，次の議案を付議する予定である。

配当金の総額	5,011 百万円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	10 円
基準日	2024 年３月 31 日
効力発生日	2024 年６月 27 日

（注）配当金の総額には，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する当社株式に対する配当金 10 百万円が含まれている。

５．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

当社グループは，主に電気事業を行うための設備資金や運転資金などを社債発行及び銀行借入などにより調達している。デリバティブ取引は，主として長期借入金に係る金利変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ，燃料価格変動リスクを低減することを目的とした為替予約及び燃料価格スワップ，電力売買価格の変動を抑制することを目的とした電力先物取引等を利用しており，投機目的の取引は行わないこととしている。

また，一部の連結子会社においては，余裕資金を効率的に運用するため，元本に影響を及ぼすリスクがない複合金融商品を満期保有目的で利用している。

有価証券及び投資有価証券は，主として取引先企業の株式や満期保有目的の債券などであり，市場価格の変動リスクに晒されているが，定期的に時価や発行体の財務状況等を把握している。

受取手形及び売掛金は，主として電灯・電力料などの営業債権であり，取引先の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては，特定小売供給約款等に従い，取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに，回収懸念の早期把握や軽減を図っている。

社債及び長期借入金は，主に設備資金及び償還資金の調達を目的とし，その大部分を固定金利で調達していることから，金利変動による業績への影響は限定的である。

支払手形及び買掛金は，そのほとんどが１年以内の支払期日である。

デリバティブ取引は，取引先の信用リスクに晒されているが，当該リスクを軽減するため，取引権限や限度額等を定めた社内規程に基づき行っており，信用度の高い金融機関等のみを取引相手としている。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2024年３月31日における連結貸借対照表計上額，時価及びこれらの差額については，次のとおりである。なお，市場価格のない株式等は次表には含まれていない。（（注１）参照）また，現金及び短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては，記載を省略している。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
資産			
①有価証券及び投資有価証券（※１）	27,994	25,938	△2,056
負債			
②社債（※２）	1,670,700	1,629,014	△41,685
③長期借入金（※２）	1,609,876	1,604,458	△5,417
デリバティブ取引（※３）	8,825	8,825	－

（※１）①有価証券及び投資有価証券は，満期保有目的の債券（１年以内に償還予定のものを含む）及びその他有価証券を対象としている。

（※２）②社債及び③長期借入金は，１年以内に償還・返済予定のものを含めている。

（※３）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務を純額で表示している。

（注１）市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額171,989百万円）及び民法上の組合，匿名組合及び投資事業有限責任組合など組合等への出資（連結貸借対照表計上額8,497百万円）は，「①有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

（３）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を，時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて，以下の３つのレベルに分類している。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には，それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち，時価の算定における優先順位が最も低いレベルに分類している。

①　時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	17,796	－	－	17,796
デリバティブ取引（※１）				
通貨関連取引	－	11,343	－	11,343
商品関連取引	－	△2,517	－	△2,517

（※１）　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示している。

②　時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
地方債	－	32	－	32
その他	－	－	8,110	8,110
社債	－	1,629,014	－	1,629,014
長期借入金	－	1,604,458	－	1,604,458

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び地方債は相場価格を用いて評価している。上場株式は，活発な市場で取引されているため，その時価をレベル１の時価に分類している。地方債は，市場での取引頻度が低く，活発な市場における相場価格とは認められないため，その時価をレベル２の時価に分類している。有価証券の流動性が低い場合や，時価の算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には，取引先金融機関より入手した相場価格を用いて時価を算定しており，レベル３の時価に分類している。

デリバティブ取引

通貨関連取引及び商品関連取引は活発な市場における相場価格等を用いて算定している。これらについては，レベル２の時価に分類している。

社債

当社の発行する社債は，公社債店頭売買参考統計値の時価をインプットとして用いている。売買参考統計値は相対市場における価格であり，レベル２の時価に分類している。

長期借入金

固定金利による借入の時価は，元利金の合計額を当社社債に基づいて算定した利率により割り引いて算定する方法などによっている。変動金利による借入の時価は，短期間で市場金利を反映していることから，帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため，当該帳簿価額によっている。いずれもレベル２の時価に分類している。

６．収益認識に関する注記

（１）収益の分解情報

当社グループは，発電・販売事業，送配電事業，建設業及びその他の事業を営んでおり，それぞれの事業の収益を分解した情報は次のとおりである。

（単位：百万円）

	主要な事業				合計
	発電・販売事業	送配電事業	建設業	その他の事業（注１）	
電灯・電力料	1,626,937	11,179	―	―	1,638,116
地帯間・他社販売電力料	366,787	224,462	―	―	591,249
託送収益	―	87,282	―	―	87,282
建設工事	―	―	151,488	371	151,860
その他の収益（注２）	169,995	48,342	7,297	123,668	349,304
売上高	2,163,720	371,266	158,786	124,040	2,817,813

（注１）「その他の事業」には，ガス事業，情報通信事業，電力供給設備等の資機材の製造・販売などの事業を含んでいる。

（注２）「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により，国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており，その原資として受領する補助金に係る収益が，顧客との契約から生じる収益以外の収益として，発電・販売事業の「その他の収益」に 162,428 百万円，送配電事業の「その他の収益」に 1,308 百万円，それぞれ含まれている。

なお，当該補助金以外の顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため，「その他の収益」に顧客との契約から生じる収益以外の収益を含めて表示している。

（２）収益を理解するための基礎となる情報

「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（３）会計方針に関する事項④　重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

（３）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	244,395 百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	243,049 百万円
契約資産（期首残高）	19,182 百万円
契約資産（期末残高）	19,852 百万円
契約負債（期首残高）	3,228 百万円
契約負債（期末残高）	2,757 百万円

契約資産は，主に工事契約において，工事の進捗度の測定に基づいて認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものである。契約資産は，受け取る対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。

当該工事契約に関する対価は，契約条件に従い請求を行っており，概ね１年以内に受領している。契約負債は，主に工事契約に基づいて，顧客から受け取った前受金に関するものである。契約負債は，収益の認識に伴い取り崩される。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち，期首現在の契約負債残高に含まれていた額は，3,201 百万円である。

また，当連結会計年度において，契約資産及び契約負債の残高の重要な変動はない。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から，当連結会計年度に認識した収益の額は僅少である。

なお，顧客との契約から生じた債権には，消費税等及び再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく「再エネ特措法賦課金」が含まれている。

②　残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は，主に建設業における請負工事，または発電・販売事業における電気の販売に関するものであり，2024 年３月 31 日時点で 423,598 百万円である。

７．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額（注１）　1,655 円 09 銭

（２）１株当たり当期純利益（注２）　452 円 13 銭

（注１）１株当たり純資産額の算定上，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する当社株式については，期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお，当連結会計年度末において，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する自己株式数は，1,017,168 株である。

（注２）１株当たり当期純利益の算定上，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する当社株式については，期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお，当連結会計年度において，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は，936,659 株である。

８．その他の注記

（業績連動型株式報酬制度）

当社は，当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。）及び執行役員（以下，取締役を含み「取締役等」という。本項目において同じ。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし，取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに，中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として，「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」という。）を導入している。

（１）取引の概要

本制度は，役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「信託口」という。）と称される仕組みを採用し，当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託口を通じて取得され，取締役等の役職及び業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する株式報酬制度である。

なお，本制度に関する会計処理については，「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号　平成 27 年３月 26 日）に準じている。

（２）信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を，信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により，純資産の部に自己株式として計上している。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額は 1,007 百万円，株式数は 1,017,168 株である。

株主資本等変動計算書

２０２３年４月１日から２０２４年３月３１日まで

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当事業年度期首残高	251,441	26,657	62,860	46,435	109,295	△ 4,595	382,799	2,532	425	2,957	385,757
当事業年度変動額											
剰余金の配当				△ 2,505	△ 2,505		△ 2,505				△ 2,505
吸収分割による減少				△ 447	△ 447		△ 447				△ 447
当期純利益				170,062	170,062		170,062				170,062
自己株式の取得						△ 297	△ 297				△ 297
自己株式の処分				△ 277	△ 277	655	378				378
株主資本以外の項目の当該事業年度変動額（純額）								4,308	6,465	10,774	10,774
当事業年度変動額合計	－	－	－	166,831	166,831	358	167,190	4,308	6,465	10,774	177,964
当事業年度末残高	251,441	26,657	62,860	213,267	276,127	△ 4,236	549,989	6,840	6,890	13,731	563,721

個　別　注　記　表

２０２３年 ４ 月 １ 日から
２０２４年 ３ 月３１日まで

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①　長期投資及び関係会社長期投資のうち有価証券

長期投資のうち市場価格のない株式等以外のものは，期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し，売却原価は移動平均法により算定）によっている。

長期投資のうち市場価格のない株式等及び関係会社長期投資の有価証券は，移動平均法による原価法によっている。

②　貯蔵品のうち燃料及び一般貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

（２）固定資産の減価償却の方法

有形固定資産は定額法によっている。

なお，有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法は，その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

（３）引当金の計上基準

①　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（３年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。過去勤務費用は，その発生時に全額を費用処理している。

②　災害復旧費用引当金

東日本大震災，令和元年東日本台風及び令和４年３月福島県沖を震源とする地震等により被害を受けた資産の復旧に要する費用及び損失に充てるため，当事業年度末における見積額を計上している。

（４）収益及び費用の計上基準

当社における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

電灯・電力料及び他社販売電力料については，主に需要家や一般送配電事業者・小売電気事業者との契約または取引所での約定に基づき，電気を販売する履行義務を負っている。これら電気の販売については，電気の供給の都度，時々刻々に履行義務を充足する取引であり，毎月実施する検針により決定した電力量または取引所での約定に伴う受渡完了に基づき，収益計上を行っている。

ただし，一部の契約については，「電気事業会計規則」（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の規定に従い，毎月，月末日以外の日に実施する検針により決定した電力量に基づき収益計上を行い，決算月に実施した検針の日から当事業年度末までに生じた収益については，翌事業年度に計上している。

（５）その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

①　特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については，「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号 平成 20 年３月 31 日。以下「資産除去債務適用指針」という。）第８項を適用し，「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第 30 号。以下「解体省令」という。）の規定に基づき，毎事業年度，「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成 12 年 12 資公部第 340 号。以下「取扱要領」という。）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積る方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり，定額法による費用計上方法によっている。

ただし，エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止し，発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けた特定原子力発電施設については，廃止日の属する月から起算して 10 年が経過する月までの期間にわたり，定額法で費用計上している。

（追加情報）

「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」の施行に伴う電気事業会計規則の改正

2024 年４月１日に「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和５年法律第 44 号。以下「改正法」という。）及び「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和６年経済産業省令第 21 号。以下「改正省令」という。）が施行されたことにより，解体省令が廃止され，電気事業会計規則が改正された。

これにより，従来は実用発電用原子炉の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については，資産除去債務適用指針第８項を適用し，解体省令の規定に基づき，毎事業年度，取扱要領に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積る方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり，定額法による費用計上方法によっていたが，改正省令の施行日以降は，改正法第３条の規定による改正後の「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」第 11 条第２項に規定する廃炉拠出金を，廃炉拠出金費として計上することとなる。

原子力事業者は，従来，その各々が保有する実用発電用原子炉に係る廃炉に要する資金を確保する責任を負っていたが，改正法に基づき，毎事業年度，使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）に対して廃炉拠出金を納付することで費用負担の責任を果たすこととなり，機構は廃炉に要する資金の確保・管理・支弁を行う経済的な責任を負うこととなる。

これに伴い，翌事業年度において，資産除去債務相当資産 48,653 百万円及び資産除去債務 184,619 百万円を取崩す予定である。

改正法附則第 10 条第１項の規定により，廃炉推進業務の費用に充てるため，機構に支払わなければならない金銭の総額は，改正省令附則第７条の規定により，未払廃炉拠出金に計上し，その額を費用として計上する

が，今後，経済産業大臣から通知される予定である。また，同規定により，資産除去債務を取崩した額は当該費用から控除する予定である。

あわせて改正省令附則第８条の規定により 5,394 百万円を原子力廃止関連仮勘定に計上する予定である。

② 廃炉円滑化負担金及び原子力廃止関連仮勘定の償却

廃炉の円滑な実施等を目的として廃炉会計制度が措置され，エネルギー政策の変更等に伴い廃止した原子炉においては，その残存簿価等について同制度の適用を受けることで一般送配電事業者の託送料金の仕組みを通じて回収している。

当社は，「電気事業法施行規則」（平成７年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 12 の規定に従い，原子力特定資産簿価，原子力廃止関連仮勘定簿価（原子力廃止関連費用相当額を含む。）及び原子力発電施設解体引当金の要引当額（以下「廃炉円滑化負担金」という。）について申請を行い，経済産業大臣の承認を得ている。

これを受け，東北電力ネットワーク株式会社において「電気事業法施行規則」（平成７年通商産業省令第 77 号）第 45 条の 21 の 11 の規定に基づき，託送供給等約款の変更を行い，廃炉円滑化負担金の回収及び当社への払い渡しを行っており，当社は，払い渡された廃炉円滑化負担金について，「電気事業会計規則」（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）の規定に従い，廃炉円滑化負担金相当収益として計上している。

また，原子力廃止関連仮勘定については，「電気事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 29 年経済産業省令第 77 号）附則第８条の規定により，料金回収に応じて，原子力廃止関連仮勘定償却費により償却している。

③ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は，連結計算書類における会計処理の方法と異なっている。

④ 使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は，「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 40 号。以下「改正法」という。）に基づき，運転に伴い発生する使用済燃料の量に対応した金額を，拠出金として使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に納付し，使用済燃料再処理等拠出金費として計上している。

なお，機構に納付する拠出金には，改正法第２条の規定により使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており，使用済燃料再処理関連加工仮勘定として計上している。当該拠出金の納付に伴い，原子力事業者の費用負担の責任が果たされ，機構が当該拠出金に係る使用済燃料の再処理等を実施することとなる。

⑤ グループ通算制度の適用

当社は，グループ通算制度を適用している。

２．表示方法の変更に関する注記

（１）貸借対照表及び損益計算書

2023 年４月１日に「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」（令和５年経済産業省令第 11 号）が施行され，電気事業会計規則が改正された。

これに伴い，蓄電用の電気工作物に該当する設備及び改正前の「新エネルギー等発電設備」に該当する設備を，当事業年度から「新エネルギー等発電等設備」として，蓄電用の電気工作物に係る費用及び改正前の「新エネルギー等発電費」に該当する費用を，当事業年度から「新エネルギー等発電等費」として表示している。

（２）損益計算書

前事業年度において「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「有価証券評価損」は，重要性が増したことから，当事業年度においては区分掲記している。

３．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって，翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは，次のとおりである。

繰延税金資産

当事業年度の計算書類に計上した額	155,732 百万円

なお，識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については，連結注記表「２．会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため，注記を省略している。

４．貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産及び担保に係る債務

① 当社の総財産は，社債及び株式会社日本政策投資銀行借入金の一般担保に供している。

社債（１年以内に償還すべき金額を含む）	1,390,700 百万円
株式会社日本政策投資銀行借入金（１年以内に返済すべき金額を含む）	170,631 百万円

② 当社が出資する会社の借入金の担保に供している。

長期投資	560 百万円
関係会社長期投資	3,469 百万円

（２）有形固定資産の減価償却累計額 3,299,275 百万円

（３）保証債務等

① 社債，借入金に対する保証債務

日本原燃株式会社	51,182 百万円
日本原子力発電株式会社	42,085 百万円
鳥海南バイオマスパワー株式会社	25,211 百万円
男鹿・潟上・秋田 Offshore Green Energy 合同会社	3,120 百万円
合同会社八峰能代沖洋上風力	2,115 百万円
ギソン２パワーLLC	1,146 百万円
秋田洋上風力発電株式会社	422 百万円

② 取引の履行等に対する保証債務

合同会社八峰能代沖洋上風力	4,253 百万円
東北電力エナジートレーディング株式会社	2,082 百万円
ギソン２パワーLLC	1,957 百万円
スプリーム・エナジー・ランタウ・デダップ	87 百万円

（４）関係会社に対する金銭債権債務

長期金銭債権	1,118,273 百万円
短期金銭債権	298,420 百万円
長期金銭債務	4,155 百万円
短期金銭債務	132,941 百万円

（５）損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

ガス供給事業	専用固定資産	1,007 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	220 百万円
	合計額	1,227 百万円
熱供給事業	専用固定資産	3 百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	0 百万円
	合計額	3 百万円

５．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高の総額

営業取引高	
費用	837,807 百万円
収益	201,684 百万円
営業取引以外の取引高	35,039 百万円

６．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数　2,791,392 株

（注）当事業年度の末日における自己株式の数には，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する当社株式 1,017,168 株が含まれている。

７．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	60,754 百万円
組織再編等に伴う関係会社株式	49,172 百万円
資産除去債務	23,870 百万円
その他	57,001 百万円
繰延税金資産小計	190,798 百万円
評価性引当額	△ 11,116 百万円
繰延税金資産合計	179,682 百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 13,945 百万円
原子力廃止関連仮勘定	△ 4,960 百万円
繰延ヘッジ損益	△ 3,086 百万円
その他	△ 1,956 百万円
繰延税金負債合計	△ 23,949 百万円
繰延税金資産の純額	155,732 百万円

８．関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東北電力ネットワーク㈱	所有 直接 100.0	資金貸借取引	社債の引受（注１）	－	関係会社長期投資	354,421
						関係会社短期債権	78,554
				社債利息の受取（注２）	2,811	関係会社短期債権	462
				資金の貸付（注３）	189,000	関係会社長期投資	737,467
						関係会社短期債権	125,388
				貸付金利息の受取（注４）	5,222	関係会社短期債権	1,273
	ＴＤＧビジネスサポート㈱	所有 直接 100.0	資金貸借取引	資金の貸付（注５）	234,103	関係会社長期投資	21,100
						関係会社短期債権	44,467
				貸付金利息の受取	97	関係会社短期債権	60

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）社債の引受は，東北電力ネットワーク株式会社発行のＩＣＢ（Inter Company Bond）を引き受けたものであり，当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。

（注２）社債利息の受取は，東北電力ネットワーク株式会社発行のＩＣＢに係るものである。

（注３）資金の貸付は，東北電力ネットワーク株式会社に対しＩＣＬ（Inter Company Loan）及びＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）により貸し付けたものである。ＩＣＬについては，当社の借入金等と同様の条件で利率を決定しており，ＣＭＳに係るものは，市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお，ＣＭＳに係る取引は反復的に行われているため，取引金額には含めていない。

（注４）貸付金利息の受取は，東北電力ネットワーク株式会社に対し貸し付けたＩＣＬ及びＣＭＳに係るものである。

（注５）資金の貸付については，当社調達金利にスプレッドを加え決定している。

９．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額（注１）　1,127 円 24 銭

（２）１株当たり当期純利益（注２）　340 円 07 銭

（注１）１株当たり純資産額の算定上，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する当社株式については，期末発行済株式総数の計算において控除する自己株式に含めている。なお，当事業年度末において，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する自己株式数は，1,017,168 株である。

（注２）１株当たり当期純利益の算定上，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する当社株式については，期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている。なお，当事業年度において，「役員報酬ＢＩＰ信託」に係る信託口が保有する期中平均自己株式数は，936,659 株である。

10．重要な後発事象に関する注記

（共通支配下の取引等）

当社は，2024 年１月 31 日開催の取締役会において，当社の連結子会社であるＴＤＧビジネスサポート株式会社（以下「ＴＤＧ」という。）におけるグループファイナンス（以下「ＧＦ」という。）業務について，当社に承継する吸収分割に関する決議を行い，2024 年２月２日に吸収分割契約を締結し，2024 年４月１日を効力発生日として，ＴＤＧにおけるＧＦ業務を承継した。

（１）取引の概要

①　対象となった事業の名称及び当該事業の内容

ＴＤＧにおけるＧＦ業務

②　企業結合日

2024 年４月１日

③　企業結合の法的形式

当社の 100%子会社であるＴＤＧを分割会社とし，当社を承継会社とした吸収分割方式

④　結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更なし

⑤　その他取引の概要に関する事項

ＧＦ制度は，ＧＦ制度参加法人の余剰資金を原資として，グループ内における資金の相互融通を実施することを通じ，グループ全体としての外部有利子負債の削減及び資金効率の向上等を図ることを目的に，2002 年に導入され，ＴＤＧが資金融通等の実施主体を担ってきた。

このような中，至近において，東北電力グループ中長期ビジョン「よりそうｎｅｘｔ」のもと，当社グループが推進する事業の実施に伴い，資金需要が旺盛かつ大型化する傾向が顕著な状況にあった。

こうした背景を踏まえ，当社が資金運用等を担う新たなグループ内資金融通・融資制度を創設し，資金のキャパシティをさらに拡大・集中化することで，グループ内の資金効率を高めつつ，企業グループにおける財務規律の向上や，円滑な事業運営を図ることを目的に実施している。

（２）実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 31 年１月 16 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 31 年１月 16 日）に基づき，共通支配下の取引として処理している。

11．収益認識に関する注記

連結注記表「６．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため記載を省略している。

12．その他の注記

（１）電気・ガス価格激変緩和対策事業への参画

当社は，「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により，国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており，その原資として受領する補助金に係る収益を電気事業雑収益に 162,340 百万円計上している。

（２）業績連動型株式報酬制度

当社は，当社社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。以下「取締役」という。）及び執行役員（以下取締役を含み「取締役等」という。本項目において同じ。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし，取締役等が株主の皆さまと企業価値を共有するとともに，中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として，「業績連動型株式報酬制度」（以下「本制度」という。）を導入している。

①　取引の概要

本制度は，役員報酬ＢＩＰ（Board Incentive Plan）信託（以下「信託口」という。）と称される仕組みを採用し，当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として当社株式が信託口を通じて取得され，取締役等の役職及び業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付及び給付する株式報酬制度である。

なお，本制度に関する会計処理については，「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第 30 号 平成 27 年３月 26 日）に準じている。

②　信託口に残存する自社の株式

信託口に残存する当社株式を，信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により，純資産の部に自己株式として計上している。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額は 1,007 百万円，株式数は 1,017,168 株である。